

移住した方、移住を考え中の方へ 西会津町は住まいを支援します

募集期間：**4月1日(月)～12月27日(金)**

住宅の新築

【対象事業費】
500万円以上
【補助率上限】
10%



最大

200万円
(加算含む)

中古住宅の取得

【対象事業費】
100万円以上
【補助率上限】
50%



最大

150万円
(加算含む)

申請は工事も取得をする前に！

住宅の改修



【対象事業費】
100万円以上
【補助率上限】
10%

最大

50万円
(加算含む)

補助金交付まで流れ

- ①申請書の提出
- ②交付決定
- ③工事等に着手
- ④実績報告書の提出
- ⑤請求書の提出
- ⑥補助金の交付

※各補助金は令和6年度内の
事業完了が条件です。

申請やお問い合わせは、お気軽にご連絡ください

西会津のある暮らし相談室
(西会津町役場商工観光課内)

☎0241-45-2213

(メール) iju@town.nishiaizu.fukushima.jp



来て「にしあいづ」住宅取得支援事業・移住促進改修費補助事業

◆対象者（次に掲げる要件のすべてに該当する方）

- ①移住しようとする方（移住して5年以内の方を含む）
- ②事業を実施する住宅の固定資産税の納税義務者等である方（改修費補助のみ）
- ③申請時に市区町村税等の滞納がない方
- ④以前に当該補助事業による助成を受けていない方

◆補助内容

補助事業の種類	来て「にしあいづ」住宅取得支援事業		移住促進改修費補助事業
	新築住宅取得事業	中古住宅取得事業	
対象事業費	500万円以上	100万円以上	100万円
補助率	10%	50%	10%
基礎額	100万円	100万円	20万円
加算	空き家バンク登録物件	—	1件につき10万円 ※最大3件まで
	申請者が45歳以下	50万円	
	町内企業に就職	—	
	町内事業者が施工	50万円	
最大補助金額	200万円	150万円	50万円

◆申請に必要な書類

新築住宅	中古住宅	改修	必要書類
○	○	○	交付申請書【様式あり】
○	○	○	工事請負契約書及び工事費の積算内訳が分かる書類の写し
○	○	○	建物売買見積書の写し
○	○	(○)	建築基準法に基づく確認済証の写し（確認申請が必要な場合のみ）
○	○	○	位置図、平面図、立体図及び求積表
○	○	○	住宅・各階平面図
○	○	○	工事実施前の写真（新築：更地の状態が分かる写真を2方向から撮影する、改修：該当箇所の施工前を撮影する）
○	○	○	取得住宅の写真
○	○	○	世帯全員の住民票の写し（住民票謄本）
○	○	○	町税等納税状況確認同意書【様式あり】（町内在住の場合）、または世帯全員の納税証明書（転入の場合のみ、前住所地の市区町村のもの）
○	○	○	誓約書【様式あり】
○	○	○	就業証明書【様式あり】（就業に関する加算を受ける場合）
○	○	○	委任状（代理人申請の場合）

◆注意事項

- ・ 申請は各種工事の着工前、または中古住宅の取得前をお願いします。
- ・ 各事業は年度内の事業完了が条件となります。
- ・ 交付決定後に事業実施（工事等）し、事業完了後に速やかに実績報告を提出していただきます。
- ・ 実績報告に必要な書類等は交付決定時にご案内します。